

クミアイからの おしらせ (第90号)

平成23年5月18日
香川県トラック総合配送センター協同組合
メールアドレス haisosenta@mc.pikara.ne.jp
ホームページ <http://wwwc.pikara.ne.jp/haisosenta>

【第38回通常総会開催について再度ご案内】

日時、**5月27日(金)** 総会: 午後**3時**～ 3階 ひすい 翡翠の間
懇親会: 午後4時30分～ 3階 ダイヤ西の間

場所、**リーガーホテルゼスト高松**(高松市古新町9-1)

総会資料は当日会場に用意しております。会場準備等のため事務局は当日午後から不在となります。

【高速新料金及び無料化の中止について】

大畠国土交通大臣は4月22日の閣議後の会見で平成23年度第一次補正予算案の財源確保として高速道路無料化社会実験と乗用車の休日上限1,000円の中止を6月中に行うと発表した。与党内で検討されている東北、北関東の高速道路無料化については「経済的な復興という意味からも大変大事な指摘だ。与野党の意見を踏まえて検討していきたい」と述べた。(第一次補正予算は5月2日成立)

また、池内国土交通副大臣は4月25日の記者会見で時間帯割引、大口他頻度割引、契約者単位割引等に充当している利便増進事業予算については、「第二次補正予算案の段階でも財源確保が必要になってくるが、大きく見直す場合は法改正が必要なので、今後、財務委員会など国会で議論が出てくるだろう」と述べた。本州四国連絡道路の休日上限1,000円については香川など地元自治体と調整した上で中止を決める。

【トリガー条項凍結について】

政府は2009年に導入した揮発油税、軽油引取税の高騰時に暫定税率の上乗せ分を課税停止するトリガー(引き金)条項を大震災の被災者・企業支援に充当するため、復旧、復興の目途が立つまでの間、適用を停止することが4月19日に閣議決定した税制特例法案に盛り込まれた。大震災で荷動きが低迷している中、原油価格が高騰しており、暫定税率の上乗せ分を課税停止されないのは企業経営にとっては厳しい状況となった。

【高松市中小企業勤労者福祉共済の加入要請について】

高松市産業経済部商工労政課の職員が事務所に来られ、高松市が行っている中小企業勤労者福祉共済制度について説明があり、未加入の組合員様にお知らせくださいとの要請でした。この制度は市内の中小企業の事業主と従業員(家族従業員等を含む)が協力し、市も協力して個々事業所では行えないような様々な福利厚生事業を行うもので、加入できる事業者は高松市内に本店または主たる事務所を有する従業員1人から300人以下の事業所で、個人、法人を問いません。掛け金は1人当たり月額700円です。福利事業として、毎月ウェルぱる高松事務局(高松テルサ内、Tel 087-844-3516)から旅行、チケット、カルチャー(英語、中国語講座等各種講座)、スポーツレジャー、人間ドック補助等のパンフの送付があります。これらの講座等を利用する場合には一般料金の2~3割引(高松市補助)であり、また、各種割引指定店(県内版及び全国版の冊子)では加入者証を見せれば、5~10%引となります。その他、冠婚葬祭、教育、災害のための貸付事業や結婚、入学のお祝い金、見舞金、弔慰金、永年勤続慰労金・退職せん別金等の給付事業もあります。加入を希望する組合員様は組合事務局までご連絡ください。高松市の担当者(高松市産業経済部商工労政課中小企業勤労者福祉共済事業加入促進員(Tel 087-839-2411))が説明に参ります。なお、中讃地域の組合員様につきましては、同様な事業を実施している中讃勤労者福祉サービスセンター(Tel 0877-24-7700)に問い合わせてください。(裏面・別添パンフレット参照)

【東日本大震災の義援金について】

新年度予算で日貨協連に10万円、全国中小企業団体中央会に1万円を寄付しました。

<p>★首都高速道路(株)から通行止めのお知らせ★</p> <p>・高速川口線(上り)安行入口 6月3(金)0時~8月1日(月)24時まで</p> <p>・埼玉新都心線新都心トンネル(下り) 新都心西入口→新都心出口 5月19日(木)22時~翌朝6時まで</p>	<p>★車両不一致状況★★</p> <p>4月走行に係る西日本高速道路(株)からの 車両不一致通行違反の注意警告はありませんでした。ゼロの継続を続けましょう。 ETCカードの確認は確実に！！ 一人ひとりが責任を持って確認しよう</p>
<p>★阪神高速道路(株)から通行止めのお知らせ★</p> <p>・阪神高速4号湾岸線 三宝入口、三宝出口 6月1(水)22時~平成25年12月末まで 通行止期間中は4号湾岸線「大浜出入口」 15号堺線「住之江出入口」のご利用を</p>	<p>★ETCレーンにおける運行速度大幅超え通知★</p> <p>首都高速道路(株)から4月28日付で5社7両、50km/h超で通知がありました。ETCレーン走行においては定められた速度(20km/h以下)に減速するよう指導してください。・瀬戸内陸運(株)・(有)浅野運送・(有)浅野商事 ・(株)北四国産業・(株)久松運輸</p>